

令和4年度海の京都ガイド育成支援事業の申請方法

令和4年7月8日

海の京都DMO

〈ガイド団体の場合〉

1 事前調整

ガイド団体は、支援を希望する事業について、事前に所在地の地域本部もしくは総合企画局と内容等の調整を行う。(地域本部及び総合企画局は別添一覧のとおり)

2 申請

ガイド団体は、総合企画局に申請書(様式1)を提出する。

3 補助額決定

総合企画局は、申請内容を確認し、適当と認める場合は、ガイド団体に対し決定通知書(様式5)を送付する。

4 実施結果報告

ガイド団体は、事業終了後速やかに実施結果報告書(様式3)を総合企画局に提出する。

5 補助額確定

総合企画局は、報告内容を確認し、適当と認める場合は、ガイド団体に対し確定通知書(様式6)を送付する。

6 請求

ガイド団体は、確定した補助額を請求書(様式4)により総合企画局に請求する。

7 支払

総合企画局は、ガイド団体に対して、請求書(様式4)に基づき補助額を交付する。

8 変更手続

ガイド団体は、交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、地域本部もしくは総合企画局との調整の上、変更申請書(様式2)を総合企画局に提出する。

総合企画局は、変更申請内容を確認し、適当と認める場合は、ガイド団体に対し変更承認通知書(様式7)を送付する。

〈 交通事業者の場合 〉

1 事前調整

交通事業者は、支援を希望する事業について、事前に総合企画局と内容等の調整を行う。

2 申請

交通事業者は、総合企画局に申請書（様式1）を提出する。

3 補助額決定

総合企画局は、申請内容が事前の調整内容と相違ないか等を確認の上、適当と認める場合は、交通事業者に対し決定通知書（様式5）を送付する。

4 実施結果報告

交通事業者は、事業終了後速やかに実施結果報告書（様式3）を総合企画局に提出する。

5 補助額確定

総合企画局は、結果報告書の内容を確認の上、適当と認める場合は、交通事業者に対し確定通知書（様式6）を送付する。

6 請求

交通事業者は、確定した補助額を請求書（様式4）により総合企画局に請求する。

7 支払

総合企画局は、交通事業者に対して、請求書（様式4）に基づき補助額を交付する。

8 変更手続

交通事業者は、交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、総合企画局との調整の上、変更申請書（様式2）を総合企画局に提出する。

総合企画局は、変更申請内容が適当か等を確認の上、適当と認める場合は、交通事業者に対し変更承認通知書（様式7）を送付する。

海の京都DMO

総合企画局		〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野 226 京丹後市大宮庁舎内 TEL 0772-68-5055 Fax 0772-68-5056
地域本部	与謝野地域本部 (与謝野町観光協会)	〒629-2422 京都府与謝郡与謝野町加悦 1060 番地 旧加悦町役場庁舎内 TEL 0772-43-0155 Fax 0772-43-0159
	伊根地域本部 (伊根町観光協会)	〒626-0423 京都府与謝郡伊根町字平田 491 TEL 0772-32-0277 Fax 0772-32-0773
	天橋立地域本部 (天橋立観光協会)	〒626-0001 京都府宮津市字文珠 314-2 天橋立ターミナルセンター内 TEL 0772-22-8030 Fax 0772-22-8710
	京丹後地域本部 (京丹後市観光公社)	〒629-3101 京都府京丹後市網野町網野 367 アミティ丹後 1F TEL 0772-72-6070 Fax 0772-72-0822
	綾部地域本部 (綾部市観光協会)	〒623-0066 京都府綾部市駅前通り東石ヶ坪 11-4 TEL 0773-42-9550 Fax 0773-42-8514
	舞鶴地域本部 (舞鶴観光協会)	〒625-0080 京都府舞鶴市字北吸 1039-2 TEL 0773-77-5900 Fax 0773-77-5401
	福知山地域本部 (福知山観光協会)	〒620-0045 京都府福知山市駅前町 439 (JR福知山駅北口) TEL 0773-22-2228 Fax 0773-24-4440